
一般廃棄物最終処分場（船戸）建設工事
特記仕様書

令和8年9月

新発田地域広域事務組合

目 次

第1編 総則	1
第1章 工事概要	2
第1節 工事名称	2
第2節 施工地名	2
第3節 工事期間	2
第4節 工事内容	2
第2章 一般事項	3
第1節 総則	3
第2節 適用	3
第3節 用語の定義	3
第4節 監督補助員	3
第5節 施工計画書	4
第6節 工事材料及び機器	4
第7節 建設副産物	4
第8節 施工管理	5
第9節 工事中の安全確保	6
第10節 後片付け	7
第11節 環境対策	7
第12節 交通安全管理	7
第13節 冬季施工・積雪対策	8
第14節 諸法令の遵守	9
第15節 提出書類	11
第16節 完成図書	12
第17節 工事記録写真	12
第18節 事業報告書の提出	13
第19節 保険の付保及び事故の補償	13
第20節 社内検査	13
第21節 品質証明	13
第22節 工事特性・創意工夫・社会性等	14
第23節 使用機械	14
第24節 踏荒し	14
第25節 契約不適合責任	14
第26節 電子納品	15
第27節 夜間作業の制限	15

第28節 作業時間の変更.....	16
第29節 危険防止対策.....	16
第30節 爆発及び火災の防止.....	16
第31節 仮設工事等.....	17
第32節 工事用進入道路.....	18
第33節 仮設電気・他.....	18
第34節 工事関係資料.....	18
第35節 作業時間	19
第36節 工事打合せ.....	19
第37節 その他	19
第2編 土木工事	21
第1章 全般	21
第1節 各種届出	21
第2節 工事測量	21
第3節 地質調査	22
第4節 残土処理	22
第5節 工事仕様	22
第6節 工事開始にあたっての留意事項.....	22
第2章 各工事	24
第1節 準備工事	24
第2節 仮設工事	24
第3節 造成工事	25
第4節 貯留構造物工事.....	29
第5節 地下水集排水施設工事.....	30
第6節 浸出水集排水施設工事.....	33
第7節 埋立ガス処理施設工事.....	35
第8節 遮水工事	36
第9節 雨水集排水施設工事.....	45
第10節 関連施設工事.....	47
第11節 道路工事	48
第12節 防災調整池施設工事.....	49
第13節 門・囲障施設工事.....	50
第14節 上下水道工事.....	50
第15節 土木工事区分・所掌範囲.....	51

第 1 編 総則

本特記仕様書は、新発田地域広域事務組合（以下「本組合」という。）において最終処分場の土木工事に適用するものである。

土木工事の所掌範囲は、実施設計図、設計書、本特記仕様書とする。

第 1 章 工事概要

第 1 節 工事名称

一般廃棄物最終処分場（船戸）建設工事

第 2 節 施工地名

胎内市船戸地内（一部新発田市貝屋地内）

第 3 節 工事期間

契約日より令和 11 年 3 月 16 日

第 4 節 工事内容

第 2 編第 2 章に示す工事とする。

第2章 一般事項

第1節 総則

本特記仕様書は、本組合が発注する「一般廃棄物最終処分場（船戸）建設工事」（以下「本工事」という。）に適用する。

なお、浸出処理施設・管理棟の建設工事、外構工事の一部は一体工事とする。建設にあたり各事業者間で調整し円滑に工事を進めること。

第2節 適用

本工事の施工は、「特記仕様書」のほか、下記に示す図書によるものとする。

- ①新潟県土木工事標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）
- ②新発田市土木工事施工管理基準（以下「管理基準」という。）
- ③工事請負契約書（以下「請負契約書」という。）
- ④コンクリート標準示方書 施工編（土木学会）

なお、「標準仕様書」「特記仕様書」の記載内容の優先については、「特記仕様書」、「設計図面」、「標準仕様書」、「その他関係図書」の順によるものとする。

第3節 用語の定義

設計図書とは、下記に示す図書のことをいう。

- ①設計図面
- ②設計書（工事数量総括表）
- ③特記仕様書
- ④標準仕様書

仕様書は、各工事の「標準仕様書」と各工事に規定される「特記仕様書」の総称とする。その他の用語は、「標準仕様書」によるものとする。

第4節 監督補助員

本工事は施工監理業務を建設コンサルタント等に委託する予定であり、コンサルタント等から監督補助員を配置する工事である。受注者はその指示及び確認に協力しなければならない。

第5節 施工計画書

- (1) 工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての「施工計画書」を監督員に提出しなければならない。
- (2) 「施工計画書」を遵守し工事の施工に当たらなければならない。
- (3) 「施工計画書」に記載する事項については「標準仕様書」第1編第1章第1節 1-1-1-6 施工計画書によるものとする。監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。
- (4) 「施工計画書」の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、「変更計画書」を監督員に提出しなければならない。
- (5) 「施工計画書」を提出した後、監督員が指示した事項について、さらに詳細な「施工計画書」を提出しなければならない。

また、受注者は、監督員が指示した事項について、その内容を説明しなければならない。

第6節 工事材料及び機器

工事材料については、「標準仕様書」第2編 材料編によるものとする。

機器は、すべてそれぞれの用途に適する欠点のない製品で、かつすべて新品とし、日本産業規格(JIS)、電気規格調査会標準規格(JEC)、日本電機工業会標準規格(JEM)等の規格が定められているものは、これらの規格品を使用しなければならない。

なお、本組合が指定した場合は使用材料及び機器等の立会検査を行うこと。

第7節 建設副産物

- (1) 受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事又は設計図書に指定された仮設工事にあつては、監督員と協議するものとし、任意の仮設工事にあつては、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。
- (2) 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び新潟県土木部の建設副産物に関する最新の運用基準等に基づき、所定の様式により「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に添付して監督員へ提出しなければならない。

また、工事完成時には「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し、監督員へ提出するとともに、その記録を工事完成後1年間保存しなければならない。

なお、本条に定める計画書等の作成対象工事は、関係法令及び新潟県の最新基準によるものとする。受注者は、本工事において発生する建設発生土については、設計図書に示す品質を満足するものは現場内で有効利用することを基本とし、場外搬出量の低減に努めなければならない。また、セメント系固材材による改良を行う場合は、改良土の品

質管理方法及び施工方法について施工計画書に記載し、監督員の承諾を得なければならない。

第8節 施工管理

(1) 工事の施工にあたっては、「施工計画書」に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。監督員は、以下に掲げる場合、設計図書に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定頻度を変更することができるものとする。この場合、受注者は、監督員の指示に従うものとする。これに伴う費用は、受注者の負担とする。

- ・ 工事の初期で作業が定常的になっていない場合
- ・ 管理試験結果が限界値に異常接近した場合
- ・ 試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合
- ・ 前各号に掲げるもののほか、監督員が必要と判断した場合

(2) 施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期発注者名及び受注者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができるものとする。

(3) 工事期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。

(4) 施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督員へ連絡し、その対応方法等に関して監督員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。

(5) 作業員の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舍等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。

(6) 工事中に物件を発見又は拾得した場合、直ちに関係機関へ通報するとともに、監督員へ連絡しその対応について指示を受けるものとする。

(7) 「管理基準」により施工管理を行い、また、「標準仕様書」の写真管理基準(案)により土木工事の写真管理を行って、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。ただし、それ以外で監督員からの請求があった場合は直ちに提示しなければならない。

(8) 「管理基準」に定められていない工種又は項目については、監督員と協議の上、施工管理、写真管理を行うものとする。

(9) 本組合が行う関係機関との協議及び官公署等への申請(交付金等を含む。)に全面的に協力するとともに、必要に応じ同席し、本組合の指示により必要な書類・資料等を作成・提示するものとする。

第9節 工事中の安全確保

- (1) 受注者は、「土木工事安全施工技術指針」、「建設機械施工安全技術指針」、JIS A 8972（斜面・法面工事に用いられる仮設設備）その他関係法令、指針及び基準の最新版に基づき、常に工事の安全に留意し、現場管理を適切に行い、労働災害及び公衆災害の防止に努めなければならない。
- (2) 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。
- (3) 豪雨、台風、集中豪雨、線状降水帯による大雨、出水、土石流、地震その他の自然災害に対し、気象情報等に十分留意し、防災体制を確立しなければならない。
- (4) 工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。
- (5) 工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保しなければならない。
- (6) 工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出しなければならない。
- (7) 道路管理者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。
- (8) 工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合は、関係受注者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。
- (9) 監督員が、「労働安全衛生法」第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。
- (10) 工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法、労働安全衛生規則、建設業法その他関係法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。
- (11) 災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに監督員へ連絡し、関係機関へ通報しなければならない。
- (12) 工事施工箇所に地下埋設物等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督員に報告しなければならない。
- (13) 施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督員に連絡し、その処置については占有者全体の現地確認を求め、関係者と調整し適切な処理を行う。
- (14) 地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡し、応急措置をとり補修しなければならない。

(15) 施工計画の立案にあたっては、既往の気象記録及び洪水記録並びに地形等現地の状況を勘案し、防災対策を考慮の上、施工方法及び施工時期を決定しなければならない。特に盛土法面、掘削法面、仮設のり面、調整池及び掘削底面については、降雨時の湛水及び法面崩壊を防止するため、必要な排水施設及び防災措置を講じなければならない。

(16) 熱中症対策として、受注者は、労働安全衛生関係法令及び国土交通省等の最新の熱中症対策に関する通知等に基づき、WBGT 値の把握、作業時間の調整、水分・塩分補給、休憩施設の設置等、熱中症予防対策を講じなければならない。

第 10 節 後片付け

受注者は、工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。

また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。

第 11 節 環境対策

(1) 受注者は、「新最終処分場整備事業に係る生活環境影響調査書」、新潟県環境保全条例その他関係法令等を遵守し、工事の施工に伴う環境負荷の低減及び生活環境の保全に努めなければならない。

(2) 施工に当たっては、騒音、振動、粉じん、悪臭、濁水、土砂流出、地下水及び公共用水域の水質汚濁その他周辺環境への影響を最小限とするため、必要な措置を講じなければならない。

(3) 受注者は、環境への影響が予測され、又は環境への影響が発生した場合は、直ちに応急措置を講じるとともに、速やかに監督員へ報告し、その指示を受けなければならない。

また、第三者から環境問題に関する苦情又は要望を受けた場合は、誠意をもって対応するとともに、その対応経過及び処理結果を記録し、速やかに監督員へ報告しなければならない。

(4) 受注者は、工事用車両の運行に伴う粉じん飛散を防止するため、場内道路への散水、車両のタイヤ洗浄、積載物の飛散防止その他必要な措置を講じなければならない。

工事により発生する濁水は、必要に応じて沈砂設備その他の適切な処理施設を設け、処理後に排水し、公共用水域へ濁水を直接流出させてはならない。

第 12 節 交通安全管理

受注者は、工事期間中の交通安全管理について、道路交通法、道路法その他関係法令を遵守するとともに、現場条件に応じた施工方法及び交通処理計画を立案し、一般交通及び工事関係車両の安全を確保しなければならない。

- (1) 夜間施工又は夜間に工事区域を存置する場合は、保安灯、バリケード、標識等を適切に設置し、工事期間中はこれらの保守点検を実施しなければならない。
 - (2) 工事車両の出入口、交差点その他一般交通に影響を及ぼす箇所には、必要に応じて交通誘導警備員を配置し、安全な交通誘導を行わなければならない。
 - (3) 工事車両の通行により道路を汚損した場合は、速やかに清掃を行い、必要に応じて散水等の飛散防止措置を講じ、一般交通の安全を確保しなければならない。
 - (4) 設置した保安施設は常に良好な状態を維持するものとし、毎日点検を実施するとともに、破損又は機能低下を確認した場合は速やかに補修又は交換しなければならない。
 - (5) 工事用車両は、搬入経路を遵守し、急発進、急制動及び過積載を行ってはならない。
- また、住宅地、学校、病院その他交通安全上配慮を要する区間では徐行運転を行い、交通事故の防止に努めなければならない。

第13節 冬季施工・積雪対策

(1) 目的

本工事は積雪寒冷地域で施工するため、降雪、積雪、凍結及び融雪に伴う施工への影響を十分考慮し、安全かつ品質を確保して施工を行うこと。

(2) 施工計画

受注者は、冬期施工を行う場合は施工計画書に次の事項を記載すること。

- ・除雪計画
- ・凍結防止対策
- ・資材保管方法
- ・コンクリート養生方法
- ・積雪時の施工方法
- ・安全管理方法

(3) 留意事項

除雪については、工事用道路、施工ヤード及び資材置場は必要に応じ除雪を実施し、安全な施工及び工事車両の通行を確保すること。

施工用道路及び作業ヤードは、凍結による事故防止のため必要に応じて砂散布又は凍結防止剤散布を行うこと。

コンクリート施工は、「土木学会コンクリート標準示方書」及び「寒中コンクリート施工指針」に基づき施工すること。

降雪及び融雪による法面の侵食及び崩壊防止に努めること。必要に応じて仮設排水路、防水シート等を設置すること。

遮水シート、保護マット、ジオテキスタイル、ポリエチレン管等は積雪、紫外線及び凍結の影響を受けないよう適切に保管すること。

第14節 諸法令の遵守

受注者は、工事の施工に当たり、関係法令、条例、規則、基準、指針及び設計図書を遵守し、その適用及び運用については受注者の責任において行わなければならない。

なお、本工事において特に適用する主な法令、条例、基準等は次のとおりとする。

(1) 廃棄物関係

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令
- ・ 廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領（最新版）
- ・ 廃棄物最終処分場遮水工技術・施工管理マニュアル（日本遮水工協会）

(2) 環境関係

- ・ 環境基本法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 悪臭防止法
- ・ 土壤汚染対策法
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法
- ・ 新潟県生活環境の保全等に関する条例
- ・ 新潟県生活環境の保全等に関する条例施行規則

(3) 施工・安全関係

- ・ 建設業法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 消防法
- ・ 建築基準法（該当する場合）
- ・ 毒物及び劇物取締法

(4) 技術基準等

- ・ 土木学会「コンクリート標準示方書」
- ・ 日本道路協会「道路土工要綱」
- ・ 日本道路協会「道路土工―盛土工指針」
- ・ 日本道路協会「道路土工―切土工・斜面安定工指針」
- ・ 日本道路協会「道路土工―擁壁工指針」
- ・ 日本道路協会「道路土工―カルバート工指針」
- ・ 日本道路協会「道路土工―仮設構造物工指針」
- ・ 日本道路協会「アスファルト舗装要綱」
- ・ 日本道路協会「車両用防護柵標準仕様・同解説」

(5) 新潟県関係

- ・新潟県開発許可制度の解説
- ・新潟県林地開発許可審査基準
- ・新潟県土木工事標準仕様書
- ・新潟県土木工事施工管理基準

(6) 本事業固有

- ・新最終処分場に係る生活環境影響調査書
- ・東北電力ネットワーク株式会社 電気供給約款及び託送供給等約款その他関係規程

第 15 節 提出書類

受注者は、契約書に定めるもののほか、次の書類等を期限内に提出しなければならない。

名称	提出期日	部数	仕様書条項	備 考
施工計画書	工事着手前及び必要の都度	2部	標仕第1編1-1-1-6	1部は返却
CORINS登録確認書 (登録内容確認書)	「登録内容確認書」が届いた際、速やかに	1部	標仕第1編1-1-1-7	提出は「写し」
施工体制台帳	下請契約締結後、速やかに	1部	標仕第1編1-1-1-13	
施工体系図	下請契約締結後、速やかに	1部	標仕第1編1-1-1-13	
再生資源利用計画書 (実施書)	施工計画書提出時まで	1部	標仕第1編1-1-1-22	施工計画書に添付
再生資源利用促進 計画書 (実施書)	施工計画書提出時まで	1部	標仕第1編1-1-1-22	施工計画書に添付
確認・立会願	検査時及び必要の都度	1部	標仕第1編1-1-1-24	
段階確認書 (確認後 のもの)	検査時及び必要の都度	1部	標仕第1編1-1-1-24	
出来形数量	別途指示	1部	標仕第1編1-1-1-25	「土木工事数量算 出要領 (案)」及 び「設計図書」
工事写真	着手前・施工状況・出来 形・品質管理・完成	1部	標仕第1編1-1-1-2	「写真管理基準 (案)」
施工管理図表	検査時及び必要の都度	1部	標仕第1編1-1-1-24	「土木工事施工管 理基準及び規格値 (案)」
履行報告書	毎月1回 (監督職員の指定 日)	1部	標仕第1編1-1-1-27	契約書別記第11条
安全訓練等の実施状 況	監督職員から請求があった 場合	1部	標仕第1編1-1-1-35	
高度技術・創意工 夫・社会性等に関す る実施状況	完成時まで	1部	標仕第1編1-1-1-39	実施した場合に提 出
事故報告書	事故発生時	1部	標仕第1編1-1-1-38	
工事用道路に関する 計画書	着工前及び必要の都度	1部	標仕第1編1-1-1-41	施工計画書に添付
工事使用材料の品質 証明資料	検査時及び必要の都度	1部	標仕第1編1-1-1-26	

第 16 節 完成図書

受注者は、工事竣工に際して、完成図書として次のものを提出すること。

図 書	部 数
竣工図（仕上がり A2 見開き製本）	2 部
竣工図（仕上がり A4 見開き製本）	2 部
変更図書及び検討書	1 部
竣工図及び変更図書及び検討書の電子データ（CAD 及び PDF）	1 部
試験成績書（コンクリート、アスファルト、盛土、セメント改良土、遮水工、配管、水密試験、通水試験、電気設備試験等）	2 部
管理・出来形図	2 部
資材搬入書類（伝票の写しを含む）	1 部
設計計算書	2 部
工事日報、工事月報	1 部
工事進捗状況表（月末毎）	1 部
工事進捗状況写真（月末毎）	1 部
実施工程表（全体・月間・週間）	1 部
工事写真（ダイジェスト版を含む）	1 部
工事写真のデータ（有効画素数、記録形式は確認）	1 式
承諾書類	1 式
打合せ議事録	2 部
工事説明パンフレット	1 式
その他本組合の指示する図書	1 式

以上についてとりまとめ、書式等は本組合の指示を受け、受注者の負担で作成する。

なお、施設パンフレットに関するデータは、一体工事（浸出水処理施設工事）に提供するものとする。

また、本工事は循環型社会形成推進交付金対象事業であり、会計検査院の検査対象となることから、受注者は監督員の指示に従い、出来形、品質、施工管理、使用材料、写真その他検査に必要な資料を整備し、提出しなければならない。

第 17 節 工事記録写真

受注者は、工事写真撮影計画書を作成し監督員へ提示し承諾を得なければならない。

第 18 節 事業報告書の提出

- (1) 本工事は、循環型社会形成推進交付金の対象事業である。
- (2) 受注者は、本組合が行う交付申請、実績報告その他交付金に係る事務に必要な資料、図面、数量計算書、出来形資料、品質管理資料、写真その他監督員が指示する資料を作成し、指定する期日までに提出しなければならない。
- また、工事の施工に伴い関係行政機関等への届出、報告又は申請が必要となる場合は、受注者は必要書類の作成及び手続きに協力し、施工上必要となる届出等については受注者の責任及び費用において行うものとする。
- (3) 受注者は、本組合の指示に従い、交付金関係資料として必要となる図面、写真（着工前、施工中、完成後）、出来形、品質管理資料等を年度ごとに整理し、提出しなければならない。

第 19 節 保険の付保及び事故の補償

- (1) 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法、厚生年金保険法その他関係法令の規定に基づき、工事に従事する労働者等を適切に各種社会保険等へ加入させなければならない。
- (2) 受注者は、工事に従事する者の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡その他の事故について、関係法令に基づき適切な補償を行うとともに、事故の未然防止に努めなければならない。
- (3) 受注者は、建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）の対象工事については、同制度に加入するとともに、契約締結後 30 日以内を目途に掛金収納書（発注者用）を監督員に提出しなければならない。
- また、工事完成時には、建退共掛金の充当実績が確認できる書類を監督員に提出しなければならない。
- (4) 受注者は、工事目的物及び第三者に対する損害に備え、請負業者賠償責任保険、建設工事保険その他当該工事の内容に応じて必要な保険に加入しなければならない。
- また、監督員から求めがあった場合は、その加入を証する書類の写しを提出しなければならない。

第 20 節 社内検査

社内検査結果は、「社内検査実施結果報告書」（様式任意）に取りまとめ、当該検査に用いた出来形管理資料、品質管理資料、施工写真その他確認資料とともに監督員へ提出するものとする。

第 21 節 品質証明

受注者は、設計図書で品質証明の対象工事と明示された場合には、以下による。

(1) 品質証明に従事する者（以下「品質証明員」という。）は、施工の重要な段階及び完成検査、既済部分検査、中間検査に先立ち、出来形、品質及び施工状況について確認を行わなければならない。

(2) 受注者は、品質証明員による確認結果を所定の様式に取りまとめ、関係資料を添付のうえ、各検査までに監督員へ提出しなければならない。

(3) 品質証明員は、当該工事の施工に直接従事していない社内の技術者で、10 年以上の現場経験を有し、技術士又は 1 級土木施工管理技士の資格を有する者とする。ただし、監督員が同等以上の能力を有すると認めた場合はこの限りでない。

(4) 受注者は、品質証明員の経歴書及び資格を証する書類の写しを監督員へ提出しなければならない。

また、品質証明員を変更した場合も同様とする。

(5) 品質証明は、設計図書及び関係基準に基づき、出来形管理、品質管理、写真管理その他工事全般について実施するものとする。

(6) 品質証明員は、監督員が必要と認める検査に立ち会うものとする。

第 2 2 節 工事特性・創意工夫・社会性等

受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫（事故防止対策における安全活動を含む。）や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、事前に「施工計画書」に記述すると共に、実施状況の説明資料を工事完了時まで提出しなければならない。

第 2 3 節 使用機械

工事に使用する建設機械は、「標準仕様書」第 1 編第 1 章第 1 節 1-1-1-39 環境対策の規定によるものとする。

第 2 4 節 踏荒し

受注者は、工事施工に当たり、用地境界及び官民境界を十分確認し、隣接地へ立ち入る必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議しなければならない。

また、施工に伴い私有地を踏荒し、又は私有地内の構造物、工作物、立木その他の施設に損傷を与えた場合は、受注者の責任と負担において原形復旧又はこれと同等以上の復旧を行わなければならない。ただし、設計図書に別途定めがある場合はこの限りでない。

第 2 5 節 契約不適合責任

施工における契約不適合責任期間は、原則として引渡し後、以下に示す期間とする。ただし、本組合と受注者が協議の上、別途定める消耗品についてはこの限りではない。

なお、契約不適合が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間を施設に関係なく 10 年とする。

- ① コンクリート水槽躯体（防食工事含む） 10 年
- ② 遮水シートにおいては、材料 10 年、施工 2 年として保証書を提出すること。
- ③ 漏水検知システム 2 年（維持管理は別途契約とする）
- ④ その他の施設及び設備 2 年

受注者は、引渡し後 2 年間は 1 年ごとに施設の契約不適合検査を実施すること。その他、本組合は、施設の性能、機能、耐用等に疑義が生じた場合は、受注者に対し契約不適合検査を行わせることができるものとする。受注者は、本組合と協議したうえで、契約不適合検査を実施し、その結果を報告すること。契約不適合検査にかかる経費は受注者の負担とする。契約不適合検査による契約不適合の判定は、「契約不適合確認要領書」により行うものとし、契約不適合と認められる部分については、受注者の責任において改善・補修等を行うこと。

受注者は、あらかじめ「契約不適合確認要領書」を本組合に提出し、承諾を得ること。契約不適合確認の基本的な考え方は、以下のとおりとする。

- ① 運転又は維持管理に支障を及ぼす事象が発生した場合
- ② 構造上・施工上の欠陥が発見された場合
- ③ 主要部分に亀裂、破損、脱落、曲がり、摩耗等が発生し著しい機能損失の場合
- ④ 要求性能又は設計性能に対し著しい低下が認められる場合
- ⑤ 主要設備の耐用年数が著しく不足すると認められる場合

また、契約不適合責任期間中に生じた場合は、受注者が本組合の指定する時期に無償で改善・補修等を行うこと。改善・補修等に当たっては、「改善・補修要領書」を提出し、承諾を得ること。なお、契約不適合責任期間中の契約不適合調査及び判定に要する費用は、受注者の負担とする。

第 26 節 電子納品

電子納品の運用にあたっては、新発田市電子納品実施要領【工事編】に準拠するものとする。

電子成果品を提出する際は、電子納品チェックシステム等による成果品のチェックを行い、エラーがないことを確認するとともに、確実にウィルスチェックを実施し、「電子媒体納品書」を作成し、電子媒体と併せて提出すること。

第 27 節 夜間作業の制限

受注者は、原則として夜間作業を行ってはならない。ただし、工程上その他やむを得ない理由により夜間作業を行う必要がある場合は、事前に監督員と協議し、その承諾を得なければならない。

なお、夜間作業を実施する場合は、騒音、振動、粉じん、照明及び交通安全対策に十分配慮するとともに、必要に応じて関係機関との調整を行わなければならない。

第28節 作業時間の変更

受注者は、設計図書に定める作業時間を変更しようとする場合は、あらかじめ監督員と協議し、その承諾を得なければならない。

また、設計図書に作業時間の定めがない場合であっても、官公庁の休日又は夜間に作業を実施しようとするときは、事前にその理由、作業内容及び安全対策を監督員に報告しなければならない。

第29節 危険防止対策

- (1) 受注者は、設備機器、仮設物等の防災対策、施工時の交通事故防止その他災害及び事故の防止について、必要かつ十分な対策を講じなければならない。
- (2) 受注者は、関係法令並びに警察署、道路管理者及び本組合の指示に従い、必要な道路標識、保安施設、注意灯、夜間照明設備及び保安柵等を適切に設置するとともに、必要に応じて交通誘導員を配置し、交通の安全確保に努めなければならない。
- (3) 受注者は、工事の進捗に応じて不要となった資材、機械器具、仮設資材その他の物件を速やかに整理・撤去し、現場及び周辺の安全確保に努めなければならない。
- (4) 受注者は、降雨、強風その他の異常気象が予想される場合又は発生した場合は、現場を巡回し、災害及び事故の防止に必要な措置を講じなければならない。また、危険な状況が発生した場合は、直ちに応急措置を実施するとともに監督員へ報告しなければならない。
- (5) 受注者は、工事着手前に工事用車両の搬入出ルート及び場内運行ルートを確認し、交通安全対策及び周辺施設への影響防止対策を講じなければならない。
- (6) 受注者は、工事用車両の通行により道路の汚損又は損傷が生じた場合は、速やかに清掃又は復旧を行わなければならない。
- (7) 受注者は、工事現場出入口において必要に応じてタイヤ洗浄その他の飛散防止措置を講じ、周辺道路の保全に努めなければならない。

第30節 爆発及び火災の防止

受注者は、爆発及び火災その他の災害の防止に努め、関係法令を遵守するとともに必要な安全対策を講じなければならない。

(1) 火薬類の使用

- 1) 受注者は、発破作業に使用する火薬類その他危険物を保管又は使用する場合は、火薬類取締法その他関係法令を遵守しなければならない。
- 2) 受注者は、関係官公庁の指導に従い、爆発、火災及び盗難防止に必要な措置を講じなければならない。

3) 監督員から請求があった場合は、火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳その他必要な資格証明書類を提示しなければならない。

4) 受注者は、現地に火薬庫その他火薬類保管施設を設置する場合は、立入防止施設、警報設備その他必要な保安設備を設置し、盗難及び事故防止のため適切に管理しなければならない。

5) 受注者は、必要に応じて夜間巡回その他の保安措置を実施し、安全確保に努めなければならない。

(2) 火気の使用

1) 受注者は、火気を使用する場合は、使用場所、使用期間及び消火設備等の内容を施工計画書に記載しなければならない。

2) 受注者は、喫煙場所を指定し、指定場所以外における喫煙及び火気の使用を禁止しなければならない。

3) 受注者は、ガソリン、軽油、塗料その他の可燃物の保管場所周辺において火気の使用を禁止するとともに、その旨を表示しなければならない。

4) 受注者は、可燃物の整理整頓を徹底し、火災予防に努めなければならない。

5) 受注者は、伐木除根、掘削等により発生した伐採木、雑草その他の廃棄物を焼却してはならない。

6) 受注者は、燃料、潤滑油その他の危険物の保管にあたっては、流出及び漏えいを防止する措置を講じなければならない。

第31節 仮設工事等

(1) 受注者は工事中、公衆に迷惑を及ぼす行為（公害の発生や近隣地権者との紛争を起すような行為）の無いよう十分な措置を講じなければならない。工事中、特に危険と思われる箇所に防護柵等を設け、公道や構内道路が工事用車両等で破損した場合は、監督員に報告の上、速やかに補修を行うこと。資材置場、作業員詰所、係員詰所等の計画は、計画書作成の上、監督員の承諾を得ること。

(2) 受注者は、工事の施工に当たり、公害の発生、騒音、振動、粉じんその他により周辺住民、近隣地権者及び第三者へ迷惑を及ぼすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

(3) 受注者は、工事期間中、特に危険と認められる箇所には、防護柵、立入禁止柵、注意標識その他必要な保安設備を設置し、安全確保に努めなければならない。受注者は、工事用車両の通行又は施工により、公道、構内道路その他の施設を損傷した場合は、直ちに監督員に報告するとともに、受注者の責任と負担において速やかに復旧しなければならない。

(4) 受注者は、資材置場、現場事務所その他の仮設施設を設置する場合は、その配置計画及び管理方法を施工計画書に記載し、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。

第32節 工事中進入道路

- (1) 受注者は、工事中進入道路入口までの道路について、急勾配区間、狭あい区間及び道路線形等により、トレーラーその他の大型車両の通行に制約が生じることを十分考慮し、施工計画を立案しなければならない。
- (2) 受注者は、仮設工の計画に当たり、必要に応じて本組合及び関係機関と事前協議を行い、その結果を施工計画に反映しなければならない。
- (3) 工事中進入路及び場内道路において、工事中車両の通行に支障となる立木等については、必要に応じて伐木又は枝払いを行うものとする。

なお、伐木等に必要な地権者その他関係者との調整及び承諾取得が発生した場合は、原則として本組合が行うものとし、受注者は本組合の指示に従い施工するものとする。

第33節 仮設電気・他

受注者は、本工事に必要な仮設電力、仮設給水設備、仮設電話、工事中水及び仮設排水設備について、事前に本組合と協議のうえ施工計画書に記載し、監督員の承諾を得なければならない。

なお、計画に当たっては、次の事項に留意すること。

- (1) 工事中着手時において、水道及び電力の引込み設備はないため、受注者の責任において必要な設備を整備すること。
- (2) 雨水を除き、工事中排水、汚水、生活雑排水その他の排水は、下流河川、水路その他公共用水域へ排水してはならない。
- (3) 工事に伴い発生する汚水、生活雑排水等は、関係法令を遵守し、受注者の責任において適切に処理しなければならない。
- (4) 前各号に必要となる設備の設置、維持管理、撤去及び処理に要する費用は、すべて受注者の負担とする。

なお、仮設設備に関連する既設施設の整備予定時期、整備主体及び整備範囲については、別途示すものとする。

第34節 工事中関係資料

- (1) 受注者は、工事中において監督員との協議、指示、承諾その他工事中の施工に重要な影響を及ぼす事項については、打合せ記録簿に記録し、双方で内容を確認しなければならない。
- (2) 受注者は、工事中関係資料、設計図書、施工計画書、施工記録、写真その他本工事に關する資料を第三者へ公表し、複製し、又は貸与しようとする場合は、あらかじめ本組合の承諾を得なければならない。

第 3 5 節 作業時間

(1) 受注者は、工事着手前に作業時間及び作業日について監督員と協議し、その承諾を得なければならない。

(2) 受注者は、承諾を受けた作業時間又は作業日を変更しようとする場合は、事前に監督員と協議し、その承諾を得なければならない。

また、連続して現場作業を休止する場合は、あらかじめ監督員へ報告し、その承諾を得なければならない。特に、年末年始、ゴールデンウィークその他長期休暇により現場を休止する場合は、防犯、防災及び安全対策を講じたうえで休止しなければならない。

第 3 6 節 工事打合せ

(1) 本工事に関する担当者的会議（全体会議、定例工程会議及び工種別会議等）を開催するものとし、その開催日時は監督員と受注者が協議のうえ決定するものとする。

(2) 受注者は、各会議の議事録を作成し、原則として会議終了後 3 日以内に監督員へ提出しなければならない。

(3) 受注者は、会議開催に必要な会議室その他の施設（概ね 20 名程度が出席可能な規模）を確保するものとし、これに要する費用は受注者の負担とする。

(4) 受注者は、定例工程会議において、実績工程表、予定工程表及び進捗率を提出し、工事の進捗状況を説明しなければならない。

また、工事の進捗状況が確認できる定点写真を撮影し、監督員へ提出しなければならない。（提出日は協議とする。）

なお、工程の遅延が生じた場合は、その原因、影響及び工程回復のための対策について説明するとともに、必要に応じて工程回復計画書を提出しなければならない。

第 3 7 節 その他

(1) 受注者は、工事に必要な仮設設備を設置するとともに、騒音、振動、粉じん等の環境対策並びに周辺清掃を実施しなければならない。その内容及び設置場所については監督員の指示によるものとし、これらに要する費用は受注者の負担とする。

(2) 工事に必要な現場事務所、資材置場、機械置場及び材料置場等は受注者が確保するものとし、その設置、賃借、維持管理及び撤去に要する費用は受注者の負担とする。

また、受注者は本工事に係る地元との協議内容及び同意条件を十分理解したうえで施工しなければならない。

なお、受注者は現場事務所内に発注者用（4 名程度）及び監督補助員用（4 名程度）の執務室を設置するものとし、監督補助員用執務室には、エアコン、コピー機、靴置場、書庫又は戸棚、ヘルメットラックその他必要な備品を設置するものとする。

(3) 工事着手時において、水道及び電力の引込み設備は設置されていないため、受注者の責任において必要な設備を整備すること。

なお、水張り試験等に必要な工事用水の確保を含むものとする。

(4) 受注者は、本組合構成市町における地域産業の振興に配慮し、地元産材、地元製品、地元企業の活用及び地元雇用の確保に努めるものとする。また、宿泊施設、資材、弁当等の調達に当たっては、可能な限り地元事業者を活用するよう努めるものとする。

(5) 工事用仮設便所は原則として汲み取り式とし、その設置、維持管理及びし尿処理に要する費用は受注者の負担とする。

(6) 本組合が工事説明会その他住民説明を実施する場合は、受注者は説明資料の作成に協力するとともに、本組合から要請があった場合は出席し、必要な説明を行わなければならない。

(7) 工事期間において（工事前の1回を含む）、本工事区域から湧出する地下水への異常を監視するため、受注者は、モニタリング井戸（本設位置）を工事着工時に設置し、地下水位及び水質の観測を実施しなければならない。

また、その結果を監督員へ報告するとともに、地下水への影響が認められた場合は、監督員と協議のうえ必要な対策を講じなければならない。

第2編 土木工事

第1章 全般

第1節 各種届出

受注者は、本工事の施工に必要な関係法令に基づく許可、届出、協議その他必要な手続きを、工事工程に支障を生じないよう適切な時期に実施しなければならない。

土壌汚染対策法に基づく土地の形質変更の届出その他法令に基づく届出等が必要となる場合は、受注者の責任において速やかに手続きを行い、その写しを監督員へ提出するものとする。

また、関係行政機関、道路管理者、河川管理者、警察署、消防署、労働基準監督署、電力会社その他関係機関との協議及び届出についても、必要に応じて受注者が行い、その結果を監督員へ報告すること。

各種届出及び協議に要する費用は、設計図書に別段の定めがある場合を除き、受注者の負担とする。

また、計画地内の送電鉄塔及びその関連施設については、発注者が管理者と協議した施工条件を遵守しなければならない。

なお、施工に当たり追加の協議又は立会い等が必要となった場合は、監督員の指示に従い対応すること。

第2節 工事測量

受注者は、工事契約後速やかに仮水準点の設置並びに中心線、縦断及び横断測量を実施し、その結果を監督員へ報告しなければならない。

なお、これらの地形確認及び工事測量に要する費用は、すべて受注者の負担とする。

また、本工事に伴い県道部へ埋設する雨水放流管、下水管、上水管については、受注者が県道区域内の現況測量を実施しなければならない。受注者は、その測量結果に基づき、雨水放流管の平面線形、縦断計画、管種、管径、接続構造その他関連施設について照査を行い、必要に応じて設計内容を見直したうえで、その結果を監督員へ提出し承諾を得るものとする。県道部の測量結果により設計図書との差異が判明した場合は、受注者は速やかに監督員へ報告し、その指示を受けるものとする。

仮水準点を設置するための基準点は監督員の指示によるものとし、用地幅杭、仮水準点及び重要な工事測量杭は、原則として移設してはならない。ただし、存置することが困難な場合は、監督員の承諾を得たうえで移設し、受注者の責任において復元しなければならない。

受注者は、設置した遣方、丁張その他施工管理上重要な測量成果について、監督員から保存を指示された場合は、必要期間これを保存しなければならない。

測量に使用する巻尺は、原則として鋼製巻尺とする。

第3節 地質調査

受注者は、契約締結後速やかに既存の地質調査資料、設計図書及び現地状況を十分照査し、施工上支障となるおそれがある事項を確認しなければならない。

既存資料と現地条件との間に著しい相違が認められた場合又は施工上重大な影響を及ぼすおそれがある場合は、速やかに監督員へ報告し、その対応について協議するものとする。

第4節 残土処理

最終処分場維持管理での即日覆土、中間覆土等に利用するための残土が確保できる場合は、覆土置場において流出が生じないよう対策を行った上で盛土すること。

第5節 工事仕様

受注者は、工事着手前に各工種の施工内容及び施工条件について十分な検討を行わなければならない。

受注者は、本組合から貸与する実施設計図書その他関係資料を十分照査し、構造物の安定性、地盤支持力その他施工上重要となる事項について確認を行い、施工計画に反映しなければならない。

また、設計図書と現地条件との相違、設計図書の不整合その他施工に影響を及ぼす事項を確認した場合は、速やかに監督員へ報告し、その取扱いについて協議しなければならない。

受注者は、設計図書に特に定めのない事項については、「標準仕様書」に定める基準類その他関係法令及び関係基準によらなければならない。

なお、設計図書と適用基準との間に相違がある場合は、原則として設計図書を優先するものとし、疑義が生じた場合は監督員の指示を受けなければならない。

受注者は、本特記仕様書に定めるもののほか、関係法令を遵守し施工しなければならない。また、施工に当たっては、環境影響評価書（環境アセスメント評価書）の内容を十分理解し、その趣旨を踏まえた環境保全対策を講じなければならない。

第6節 工事開始にあたっての留意事項

受注者は、設計座標図に基づき施工位置の確認及び現地測量を実施し、設計横断図と現況地盤との整合を確認しなければならない。

なお、設計図書と現地条件との間に相違が認められた場合は、速やかに監督員へ報告し、その取扱いについて協議するものとする。

施工位置の確認及び造成位置出しは受注者の負担により実施するものとし、監督員の立会いを受けなければならない。

受注者は、工事着手前に施工計画書に記載した使用機械について、設計条件との適合性

を確認し、必要に応じて監督員へ報告しなければならない。出来高数量及び実績数量は、原則として設計数量の算出方法に準じて算出するものとする。

受注者は、場内造成掘削に当たり、法肩部及び掘削法面からの転落防止対策を講じるとともに、現場内の安全点検を実施し、安全を確保しながら施工しなければならない。

工事に伴い発生する濁水、工事排水、コンクリート施工に伴う高アルカリ排水、汚水及び生活雑排水等については、受注者の責任において適切に処理しなければならない。また、河川、水路その他公共用水域へ直接放流してはならない。工事排水を放流する場合は、濁水処理設備等により適切な処理を行い、環境省が定める生活環境項目に係る一律排水基準を満足していることを確認したうえで放流するものとする。

排水基準は次のとおりとする。

- ・水素イオン濃度（pH） 5.8 以上 8.6 以下
- ・浮遊物質（SS） 200mg/L 以下（日間平均 150mg/L 以下）

また、これとは別に、計画地のモニタリング井戸を使い造成工事前及び工事期間中（28 か月と想定）に水質検査（排水基準：総理府令第 35 号別表第 1 の 28 項目と別表第 2 の 15 項目）を実施するものとし、その費用は受注者の負担とする。

雨水排水については、沈砂池その他必要な施設を設置し、濁水を除去したうえで放流しなければならない。

工事用車両（資機材搬入出車両を含む。）は、本組合が指定する運搬経路を使用するものとし、原則として指定経路以外を通行してはならない。

受注者は、工事車両の出入口その他必要な箇所に交通誘導員を配置し、第三者災害の防止及び交通安全対策を徹底しなければならない。

また、工事用車両の通行により道路が汚損した場合は、速やかに清掃を行い、常に良好な状態を保たなければならない。

第2章 各工事

第1節 準備工事

(1) 目的

本工事は、造成工事等の施工に先立ち、伐木・除根、既設構造物の撤去及び施工ヤードの整備を行い、安全かつ円滑に本体工事へ移行することを目的とする。

(2) 施工

伐木・除根は設計図書に示す範囲とするが、施工に先立ち施工範囲を明確にし、監督員の確認を受けること。

施工方法については、事前に施工計画書に記載し監督員の承諾を得ること。

発生した伐採木、除根材及び撤去材は関係法令に従い適正に処理すること。

場外搬出を原則とし、廃棄物として処理する場合は、廃棄物処理法その他関係法令に基づき適正に処理し、必要に応じてマニフェスト等を提出すること。

(3) 伐木・除根

伐木・除根範囲は杭、テープ又は旗等により明示し、監督員の確認を受けること。

急斜面での施工となる箇所については、転落防止措置、落石防止措置その他必要な安全対策を講じること。

除根は、造成工及び遮水工施工の支障とならないよう十分な深さまで完全に除去すること。伐木対象以外の立木を損傷しないよう十分留意すること。

伐採木を有価物として処分する場合は、監督員へ報告し、設計変更等必要な手続きを行うこと。

(4) 既設構造物の撤去

本工事では、既設構造物としてボックスフリューム 300、ヒューム管 $\phi 800$ 、コンクリートブロック擁壁等の撤去を行う。撤去に先立ち、既設埋設管、ケーブルその他地下埋設物の有無を確認し、施工に支障となる場合は監督員と協議すること。また、既設構造物の位置、構造、周辺地盤及び周辺施設への影響を十分確認し、施工方法も監督員と協議すること。

第2節 仮設工事

(1) 目的

工事区域外への雨水及び濁水の流出を防止するとともに、工事期間中の安全な施工及び工事車両の通行を確保するため、仮設道路、仮排水路、仮設沈砂池その他必要な仮設設備を設置することを目的とする。

(2) 施工

工事に必要な仮設道路、仮排水路、沈砂池、集水施設、水替設備その他仮設設備は、受注者の責任及び費用により設置、維持管理及び撤去するものとする。

施工に先立ち仮設計画を作成し、監督員の承諾を得ること。

(3) 濁水対策

工事中に発生する濁水は直接場外へ流出させてはならない。必要に応じて仮設沈砂池、土砂流出防止柵、防災シート等を設置し、十分な濁水処理を行うこと。豪雨が予想される場合は、事前に必要な防災措置を講じること。

(4) 鉄塔周辺の保全

計画地内に存在する送電鉄塔及びその基礎については、施工期間中に雨水及び濁水が集中しないよう十分配慮すること。鉄塔基礎周辺には必要に応じて仮排水路、土のう、導水路等を設置し、基礎周辺への流水集中及び洗掘を防止すること。鉄塔周辺において掘削又は盛土を行う場合は、鉄塔管理者との協議事項を遵守し、基礎及び周辺地盤の安定性を確保すること。

また、受注者は、計画地内に存する送電鉄塔への影響を把握するため、本組合が指定する位置に観測杭（木杭等）を設置し、その変位及び沈下状況を観測しなければならない。

観測位置、観測項目及び観測方法については、施工計画書に記載し、あらかじめ監督員の承諾を得るものとする。観測頻度は、鉄塔近傍における掘削工事、盛土工事その他鉄塔基礎に影響を及ぼすおそれのある工事期間中は原則として週1回以上とし、降雨後その他監督員が必要と認める場合は随時実施するものとする。

鉄塔近傍の盛土、堰堤等の主要構造物の施工完了後は、監督員との協議により観測頻度を変更することができる。

観測の結果、沈下、水平移動その他異常が認められた場合は、直ちに監督員へ報告するとともに、必要な安全対策及び追加観測を実施しなければならない。

なお、観測結果は記録簿として整理し、定例工程会議等において監督員へ報告するものとする。また、受注者は、鉄塔管理者との協議結果及び指示事項を遵守しなければならない。

(5) 仮設道路

工事用道路は十分な支持力を確保するとともに、降雨時においても安全な通行が可能な構造とすること。必要に応じて路面整正、碎石補充、散水及び清掃を実施し、交通安全及び周辺環境の保全に努めること。

(6) 維持管理

仮設施設は工事期間中常に点検を実施し、機能を維持すること。降雨後は速やかに巡視を行い、沈砂池の堆砂除去、仮排水路の清掃、法面及び仮設道路の補修等を実施すること。

第3節 造成工事

(1) 目的

本工事は、廃棄物貯留構造物、浸出水処理施設、管理棟その他関連施設を設置するための造成工事（地盤改良工を含む。）を目的とする。

(2) 施工

施工に当たっては、「標準仕様書」第3編第1章一般施工及び第7節地盤改良工その他関係基準に基づき施工及び品質管理を行うものとする。

1) 切土工

- ・受注者は、切盛土計画及び工事測量結果に基づき運土計画を作成し、監督員の承諾を得たうえで施工しなければならない。
- ・土工数量（掘削量及び盛土量）の管理は、設計図書に準じた方法により行うものとし、土質区分及び数量算出方法については事前に監督員の確認を受けなければならない。
- ・土工数量、土質区分又は土工変化率に著しい差異が認められた場合は、速やかに監督員へ報告し、その取扱いについて協議しなければならない。
- ・掘削により工事施工に影響を及ぼす湧水、地下水又は想定外の地盤条件が確認された場合は、直ちに監督員へ報告し、その対応について協議しなければならない。
- ・既設構造物、埋設物その他の施設については、損傷を与えないよう十分注意して施工し、施工に支障を生じるおそれがある場合は、監督員と協議しなければならない。
- ・降雨時及び降雨が予想される場合は、必要に応じて防水シート等による養生を行い、土砂流出及び法面浸食の防止に努めなければならない。
- ・受注者は、施工に先立ち用地境界を確認し、境界外への立入り及び施工を行ってはならない。
- ・現地で発生するT層やMS1層（シルト岩や泥岩）については、盛土材として流用するために改良を行う。この地質は細粒分が多く、降雨（含水）によって練り返しが起きる可能性が大きくトラフィカビリティが問題となると考えられる。よってこの岩種の盛土用数量については、セメント改良（100kg/m³の添加量を想定）等の処理を行うこととする。具体的には、現地の発生状況や試験状況（代表的なもので試験を実施）をふまえて判断する。

2) 盛土工

- ・盛土材は設計図書で定める材料を使用するものとし、竹根、樹根、腐植土その他品質に悪影響を及ぼす材料は除去しなければならない。
- ・盛土の施工に当たっては、使用する材料の含水状態を適切に管理し、品質管理基準に定める締固め度が確保できる状態で敷均し及び締固めを行わなければならない。
- ・凍上のおそれがある場合又は降雨時は、盛土施工を避けるものとし、やむを得ず施工する場合は必要な養生及び品質確保対策を講じなければならない。
- ・法面に盛土を施工する場合は、「道路土工一切土工・斜面安定工指針（日本道路協会）」に基づき段切りを行い、既設地盤との密着を確保しなければならない。
- ・その法面盛土部の基礎地盤の勾配が1:4以上の場合は、幅1.0m以上、高さ0.5m以上の段切りを施工しなければならない。
- ・盛土の施工に当たっては、沈下及び法面の安定に十分留意し、異常が確認された場合は速やかに監督員へ報告しなければならない。

3) 地盤改良工

地盤改良工は、埋立地底面及び防災調整池底面において、施工機械の走行性及び施工時のトラフィカビリティを確保することを目的として実施するものとする。

また、浸出水ピット及び地下水ピット底面部も支持力確保のため厚さ 1.0m で改良を行う。施工方法は表層混合処理工法を基本とし、改良厚は 50cm、1.0m とする。

使用する固化材は、六価クロム対応型のセメント系固化材（高有機質土対応型）とし、添加量は 50kg/m³以上を標準とする。

改良土の仕様及び施工方法は下表を基本とする。

表 地盤改良概要

	埋立地	防災調整池	浸出水ピット 地下水ピット
改良厚さ	50cm	50cm	100cm
施工方法	表層混合処理工法	表層混合処理工法	表層混合処理工法
固化材の種類	セメント系固化材 高有機質土用 (六価クロム対応型)	セメント系固化材 高有機質土用 (六価クロム対応型)	セメント系固化材 高有機質土用 (六価クロム対応型)
固化材添加量	暫定 50kg/m ³ 以上	暫定 50kg/m ³ 以上	暫定 80kg/m ³ 以上

受注者は、施工に先立ち現地土質を確認するとともに、使用材料、施工方法及び施工機械について施工計画書に記載し、監督員の承諾を得るものとする。

改良土は固化材が均一に混合されるよう施工し、混合むら及び未改良部が生じないよう十分注意しなければならない。

施工後は、施工機械の走行に支障がないことを確認しなければならない。また、監督員が必要と認めた場合は、現地確認試験その他必要な調査を実施し、その結果を報告するものとする。

使用する固化材については、六価クロム溶出試験結果を提出しなければならない。なお、試験方法は「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」によるものとする。

改良後に施工不良、沈下、著しい軟弱化又は施工機械の走行に支障を生じる箇所が確認された場合は、受注者の責任において再施工その他必要な措置を講じなければならない。

4) 埋戻工

- ・浸出ピット、地下水ピット等の埋め戻しにあたっては、偏土圧が生じないよう構造物外周を均等に埋め戻さなければならない。
- ・埋戻しは、一層の仕上がり厚さ 30cm 以下を基本として施工し、各層ごとに十分な締固めを行わなければならない。

5) 残土敷均し工

- ・受注者は、仮置土及び敷均し土砂について、雨水による浸食、崩壊及び周辺への流出が生じないように、排水処理、土留めその他必要な流出防止対策を講じなければならない。
- ・仮置土は、法面の安定及び雨水浸透による品質低下を防止するため、必要に応じてブルーシート等による養生を実施しなければならない。
- ・仮置土の周辺には必要に応じて仮排水路、土のう、沈砂設備等を設置し、濁水及び土砂の流出防止に努めなければならない。
- ・仮置土は、施工の安全確保及び周辺環境保全に配慮した位置に配置し、崩落又は飛散のおそれがないよう適切に管理しなければならない。

6) 運搬工

- ・受注者は、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(ダンプ規制法)」その他関係法令を遵守するとともに、下請負人及び運転従事者に対し、交通安全教育並びに過積載防止教育を実施しなければならない。
- ・工事用車両の運行に当たっては、過積載を行ってはならない。また、運転者に対する安全運転の徹底及び交通事故防止に努めなければならない。
- ・土砂及び資材の運搬に当たっては、飛散及び流出防止のため、荷台の適切な管理及び必要に応じてシート掛け等の措置を講じなければならない。
- ・工事用車両の通行により道路を汚損した場合、又は運搬中に土砂等を散乱若しくは流出させた場合は、直ちに監督員へ報告するとともに、受注者の責任と負担において速やかに清掃その他必要な措置を講じなければならない。
- ・工事用車両は、本組合が指定する運搬経路を使用するものとし、原則として指定経路以外を通行してはならない。
- ・受注者は、工事用車両の日常点検及び整備を適切に実施し、安全な運行管理に努めなければならない。

7) 法面工事

a) 法面整形工

- ・切土法面の整形に当たっては、法面の安定を損なうおそれのある浮石、転石、岩塊その他の不安定な土塊を除去しなければならない。なお、大規模な浮石等により除去が困難な場合は、監督員と協議し、その指示に従わなければならない。
- ・切土法面は、設計図書に示す法勾配及び法面形状に従い施工しなければならない。また、法面の浸食及び崩壊防止に努めるとともに、必要に応じて仮排水施設等を設置しなければならない。
- ・盛土法面の整形に当たっては、法面の安定が確保されるよう所定の締固めを行い、法面の崩壊及び変状の防止に努めなければならない。
- ・法面整形完了後は、法面の亀裂、沈下、はらみ出し、湧水その他の異常の有無を確認し、異常が認められた場合は直ちに監督員へ報告しなければならない。
- ・崩壊のおそれのある箇所、湧水箇所、軟弱地盤その他施工上支障となる箇所の切土法面施

工に当たっては、事前に監督員と協議し、承諾を得たうえで施工しなければならない。

- ・降雨時又は降雨後に法面の安定性に影響を及ぼすおそれがある場合は、法面の点検を実施し、必要に応じてシート養生、仮排水工その他必要な保護対策を講じなければならない。
- ・遮水シート及び保護マットを施工する法面については、突起物、鋭利な岩片、木根その他遮水材を損傷するおそれのあるものを完全に除去し、平滑に仕上げること。
- ・法面整形完了後は監督員の確認を受けた後に遮水工施工へ移行すること。
- ・冬期施工においては、凍結及び融雪による法面の崩壊防止に十分留意し、必要な養生及び排水対策を講じること。

b) 法面保護工

- ・植生工は、「標準仕様書」第3編第1章第14節植生工に従い、所定の品質を確保しなければならない。
- ・植生工は、周辺環境との調和及び降雨による法面浸食の防止を目的として実施するものとし、法面整形完了後速やかに施工しなければならない。
- ・植生工の施工面積は実測により確認し、面積算定は三斜法によるものとする。
- ・使用材料は種子散布を標準とし、種子の配合、使用材料及び施工方法については監督員の承諾を得るものとする。
- ・植生工は、発芽及び生育に適した時期に施工するものとし、原則として冬季施工は行わない。やむを得ず冬季に施工する場合は、監督員と協議のうえ必要な養生対策を講じなければならない。
- ・施工後は、降雨による流亡、侵食又は発芽不良の有無を確認し、不良箇所が認められた場合は受注者の責任において補修又は再施工を行わなければならない。

第4節 貯留構造物工事

(1) 目的

貯留構造物は、埋立地内に埋め立てられる廃棄物を安全かつ安定的に貯留するとともに、埋立地内に設置する遮水工と一体となって、浸出水が埋立地外へ流出することを防止することを目的として設置する。

(2) 使用材料、品質

貯留構造物工事に使用する材料及び施工方法は、設計図書によるものとし、設計図書に定めのない事項については、「標準仕様書」、その他関係する基準等によるものとする。使用する盛土材料については、設計図書に定める品質及び土質条件を満足するものとし、必要に応じて材料試験を行い、監督員の確認を受けること。

(3) 工法

貯留構造物は、盛土によるアースダム構造とし、設計図書に示す形状、寸法、法勾配及び高さを確保して施工すること。盛土材料の施工にあたっては、所定の含水比及び締固め度を確保し、各層均一に施工すること。

(4) 施工

- ・盛土施工に先立ち、基礎地盤の状態を確認し、軟弱部、湧水、腐植土その他施工上支障となる不良箇所を確認した場合は、監督員に報告し、その処理方法について協議すること。
- ・盛土は、設計図書に定める施工厚さにより各層均一に敷均し、十分な締固めを行うこと。
- ・盛土施工中は、降雨等による法面の洗掘、浸食及び崩壊を防止するため、必要に応じて仮排水施設、土のう、防水シート等を設置すること。
- ・施工中に法面の亀裂、沈下、はらみ、湧水その他の異常を確認した場合は、直ちに施工を中止し、監督員に報告するとともに、必要な措置について協議すること。
- ・貯留構造物の法面は、設計図書に示す法勾配を確保するとともに、法面整形後は速やかに所定の法面保護工を施工すること。
- ・遮水工の下地面については、遮水工を損傷させないように十分注意して施工し、遮水工施工面として必要な平滑性及び形状を確保すること。
- ・貯留構造物の施工にあたっては、埋立地内外の雨水及び地下水が盛土内に浸透しないよう、施工段階に応じた排水対策を講じること。
- ・盛土施工完了後は、天端高、法勾配、法面形状及び出来形を確認し、設計図書に定める規格値を満足していることを確認すること。

第5節 地下水集排水施設工事

(1) 目的

地下水集排水施設は、埋立地及び浸出水調整池底面等に浸透・流入する地下水を集水し、地下水ピットまで自然流下により速やかに排水することにより、地下水による遮水工への揚圧力を低減し、遮水工の浮き上がり及び損傷を防止するとともに、造成及び埋立工事における施工時の地下水位を低下させ、施工機械及び運搬車両のトラフィカビリティを確保することを目的とする。地下水ピットに集水した地下水は、水中ポンプにより防災調整池へ圧送するものとする。

地下水集排水施設の施工は、「標準仕様書」第8編第1章第10節6「地下水排水工」に準拠することを基本とする。

基本的な地下水関連は、下記となる。

集水部（埋立地及び浸出水調整池底面、法面）有孔/無孔 $\phi 300$, $\phi 200$

有孔 HDPE $\phi 300$

↓ EF 接合

無孔 HDPE $\phi 300$ （通常の波状管）

↓

外面平滑 HDPE $\phi 300$

↓ 可とう継手

地下水ピット

水中ポンプ

可とう継手

↓

防災調整池

将来的な地下水の放流切替は下記を想定している。

- 地下水の排水は、埋立期間（15 年相当）については、ピット底面部に設置したポンプにより送水し、ピットの FH39.1 より防災調整池の法面に埋設された $\phi 80\text{mm}$ にて排水し 2 号吐口工に合流させる。
- 埋立が終了し、この状態での維持管理期間を経て、最終処分場としての廃止基準をみだし、県より廃止の確認がおりた後、CSB に保護されていた $\phi 200$ の連通管の両側のフタを撤去し、2 つのピット内の水を連通させる。ここで浸出水調整池はその役目を終えるので土砂等で埋め戻し面的な跡地利用も可能となる。ここで浸出水調整池側からの地下水の送水が不要となれば、地下水ピット内の管口（FH30.22）は閉塞させることができる。
- この時点で浸出水の送水ポンプは停止し、地下水ピットからのみの排水に切り替える。
- また、地下水ピットからの排水もポンプは停止し、ピットの FH35.0 より防災調整池の法面に埋設された $\phi 300\text{mm}$ にて排水し 2 号吐口工に合流させる。

（２）管種及び接合

- 地下水集排水管は、高密度ポリエチレン管（HDPE）を使用し、集水部は有孔管 $\phi 300$ 、地下水ピットまでの送水部は無孔管 $\phi 300$ とする。
- 管の接合は、原則として EF（エレクトロフュージョン）接合とし、メーカーが定める施工要領に従って施工すること。
- EF 接合に先立ち、管表面の清掃、切削及び融着条件の確認を確実にを行い、所定の融着時間、冷却時間その他メーカーが定める施工条件を遵守すること。
- EF 接合部については、融着状態、管の挿入長さ、クランプによる固定状態等を確認し、

施工記録を作成すること。

- ・管の切断、穿孔その他の加工に際しては、管に有害な傷、変形その他の損傷を生じさせないよう丁寧に施工すること。

(3) 地下水ピット接続部

- ・地下水ピットへの流入部については、地盤変位、不同沈下等による管への影響を低減するため、可とう継手を設置するものとする。
- ・可とう継手を接続する部分については、可とう継手の仕様に適合する外面平滑な高密度ポリエチレン管 $\phi 300$ を使用すること。
- ・外面平滑管と集排水側の高密度ポリエチレン管との接続については、使用する管及び継手メーカーの施工要領に適合した接合方法とし、必要に応じて EF 接合等により接続すること。
- ・可とう継手は、地下水ピットの構造物と管との相対変位に追従できるものとし、施工時には継手メーカーが指定する許容変位量及び締付け条件等を満足すること。
- ・可とう継手及びその周辺については、埋戻し時に過大な土圧、偏圧又は衝撃が作用しないよう十分注意して施工すること。

(4) 管の敷設及び埋戻し

- ・地下水集排水管は、設計図書に示す位置及び勾配を確保して敷設すること。
- ・管底部には、管に局所的な荷重が作用しないよう、所定の厚さの基礎材を均一に敷均し、管を安定して支持すること。
- ・地下水集排水管の周囲には、土砂及び異物の混入のない単粒度砕石 4 号等、設計図書に指定する透水性材料を使用し、管に衝撃、偏圧等を与えないよう左右均等に層状に施工すること。
- ・管の周囲の砕石は、管を損傷させない方法により充填し、管の浮き上がり、移動及び変形が生じないよう施工すること。
- ・集排水管の管口端部については、施工中に土砂等が管内に侵入しないよう、適切なキャップ等を設置すること。

(5) フィルター材及び不織布

- ・地下水集排水管周囲の単粒度砕石への土砂の流入を防止するため、設計図書に示す短繊維不織布を敷設すること。
- ・不織布は、破損、しわ及びたるみが生じないよう敷設し、砕石等の施工時に移動しないよう適切に固定すること。
- ・不織布の重ね合わせについては、設計図書によるものとし、特に指定がない場合は 20cm 以上を標準とする。
- ・不織布を接合する場合は、使用材料のメーカーが指定する方法によるものとし、熱融着を行う場合は、適切な施工機械及び施工条件により確実に接合すること。

(6) 施工時の地下水及び湧水への対応

- ・地下水集排水管の施工にあたっては、掘削・造成時に確認された地質、湧水等の状況を確認し、設計図書に示す施工条件と著しく異なる状況が確認された場合は、速やかに監督員に報告し、対応について協議すること。
- ・設計図書に示す集排水管の位置について、現地の地質、湧水状況等から集水機能が十分に発揮できないと判断される場合は、監督員に報告し、施工方法について協議すること。
- ・施工中に設計図書に示されていない湧水箇所又は地下水の集中流入箇所を確認した場合は、その位置、湧水状況等を記録するとともに、監督員に報告すること。
- ・地下水の流入状況等から、管径、管路勾配又は集水管の追加が必要と判断される場合は、監督員に報告し、対応について協議すること。

第6節 浸出水集排水施設工事

(1) 目的

浸出水集排水施設は、埋立地内に降雨等により発生する浸出水を速やかに集水し、浸出水ピットまで自然流下により排除するとともに、浸出水の廃棄物層内への滞留を抑制し、廃棄物層内の準好気性状態の確保を図ることを目的とする。

また、浸出水を速やかに排除することにより、浸出水による水圧を低減し、遮水工及び貯留構造物に作用する水圧等の負荷を低減することを目的とする。

浸出水集排水施設の施工は、「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領」（全国都市清掃会議）等の関係基準に準拠することを基本とする。

基本的な浸出水関連は、下記となる。

集水部（埋立地遮水工上面、幹線、支線、法面ガス抜き管も含む）

有孔高密度ポリエチレン管 $\phi 600$ 、 $\phi 500$ 、 $\phi 400$ 、 $\phi 300$ 、 $\phi 200$ （法面ガス抜き管）

↓

貫通部（板付き管もしくは同等構造）

↓

導水管 無孔高密度ポリエチレン管 $\phi 800$ （EF 接合）、360 度鉄筋コンクリート巻き

↓ EF 接合

外面平滑無孔高密度ポリエチレン管 $\phi 800$

↓ 可とう継手

浸出水ピット

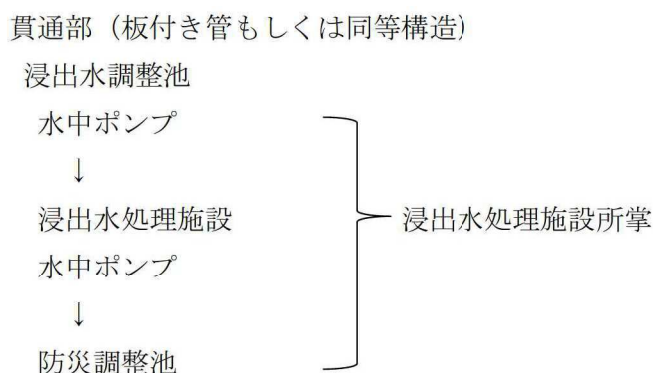
水中ポンプ

可とう継手

↓

送水管 下水道用無孔ポリエチレン管 $\phi 100$ （EF 接合）

↓



（２）集排水管

- ・埋立地内の浸出水集排水管は、設計図書に示す位置、管径及び勾配に従って施工すること。
- ・埋立地内の浸出水集排水管の幹線や支線は、高密度ポリエチレン管（HDPE）有孔管 $\phi 600$ 、 $\phi 500$ 、 $\phi 400$ 、 $\phi 300$ を標準とし、埋立地内から浸出水ピットまでは導水管として $\phi 800$ の高密度ポリエチレン管（HDPE）無孔管（ 360° 鉄筋コンクリート保護）としている。
- ・幹線及び支線の接続は、原則として管底接合とし、浸出水が円滑に幹線へ流下するよう施工すること。
- ・管の接合は、原則として EF（エレクトロフュージョン）接合とし、管材及び継手メーカーが定める施工要領に従って施工すること。
- ・EF 接合に先立ち、管表面の清掃、切削及び融着条件の確認を確実に行之、所定の融着時間及び冷却時間等を遵守すること。
- ・EF 接合部については、管の挿入長さ、融着状態その他必要な事項を確認し、施工記録を作成すること。
- ・管の切断、穿孔その他の加工に際しては、管に有害な傷、変形その他の損傷を生じさせないように丁寧に施工すること。

（３）管周囲の保護

- ・浸出水集排水管の周囲は、設計図書に示す割栗石 50～150mm 等の透水性材料により 360° 巻き立てるものとする。
- ・割栗石は、土砂、異物その他の混入がないものを使用し、管に衝撃、偏圧等を与えないよう施工すること。
- ・管の周囲への割栗石の投入にあたっては、管の移動、変形及び損傷が生じないように注意し、管の左右を均等に施工すること。
- ・割栗石の巻立ては、管の底部、側部及び頂部に十分な厚さを確保し、設計図書に示す断面形状を確保すること。

（４）重機等の走行

- ・浸出水集排水管の直上及びその周辺においては、管及び巻立て材に過大な荷重が作用しないよう、原則として重機械及び運搬車両を走行させてはならない。

(5) 集排水管の端部処理

- ・集排水管の管口端部については、施工中に土砂、碎石、異物等が管内へ侵入しないよう、適切なキャップ等を設置すること。
- ・設計図書に示す法面のガス抜き管 $\phi 200$ の管口端部については、キャップ（有孔）を設置すること。

(6) 浸出水ピット接続部

- ・浸出水集排水管から浸出水ピットへの流入部については、地盤とピットとの相対変位及び不同沈下等に対応するため、可とう継手を設置するものとする。
- ・可とう継手の接続部には、継手の仕様に適合する外面平滑な高密度ポリエチレン管 $\phi 800$ 、 $\phi 100$ を使用すること。
- ・外面平滑管と埋立地側の高密度ポリエチレン管との接続は、使用する管及び継手メーカーが指定する適切な接合方法によるものとし、EF 接合等により確実に接合すること。
- ・可とう継手の設置にあたっては、継手メーカーが定める許容変位量、締付け条件及び施工方法を遵守すること。
- ・可とう継手周辺の埋戻し及び巻立てについては、継手に過大な偏圧又は局所的な荷重が作用しないよう施工すること。

(7) 浸出水ピットからの圧送管

- ・浸出水ピットに集水した浸出水は、水中ポンプにより浸出水調整池へ圧送する。
- ・浸出水ピットからの圧送管は、外面平滑な圧送式下水道用ポリエチレン管 $\phi 100$ (JISK6774 相当) を標準とする。
- ・浸出水ピットからの圧送管接続部については、可とう継手を設置する。
- ・圧送管の接合については、管材及び継手メーカーが指定する方法により確実に接合する。
- ・圧送管は、所定の吐出量及び全揚程を確保できるよう、設計図書に示す位置、勾配及び施工条件を満足すること。

(8) ピット間連通管

- ・浸出水ピットと地下水ピットの間には、将来の廃止の状況等に応じて浸出水を地下水系統へ移送するための連通管を設置するものとする。
- ・廃止時までには、連通管による浸出水ピットから地下水ピットへの流入を行わないものとする。この部分は CSB で連結し、その内部に $\phi 200$ のポリエチレン管（両端蓋つき）を設置すること。 $\phi 200$ のまわり（CSB の内側）はモルタル等で充填し水密性を確保する。
- ・将来、浸出水の水質が廃止基準等を満足し、県が廃止条件を認めた場合には、連通管の両端の蓋を開放して浸出水ピットから地下水ピットへ流下させることができるものとする。

第7節 埋立ガス処理施設工事

(1) 目的

埋立地内の廃棄物が安定化する過程で発生するメタン等の可燃性ガスその他のガスを速

やかに排除するとともに、浸出水集排水施設と一体となって埋立地内への空気の供給を促進し、準好気性状態の形成及び維持に寄与することを目的として、発生ガス抜き施設を設置する。

（２）施工

発生ガス抜き施設の施工は、「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領」（全国都市清掃会議）等を基本として施工するものとする。

- ・発生ガス抜き立上り管は、埋立作業及び廃棄物の沈下等によって管の移動、変形、破損又は接合部の離脱等が生じないように、設計図書に基づき適切に固定すること。
- ・管の継手部は、管種及び継手方式に応じた適切な方法により確実に接合すること。受口式継手の場合は、1箇所ごとに差込み長さを確認し、所定の位置まで確実に接合すること。
- ・法面部に設置する発生ガス抜き管は、廃棄物の埋立及び沈下等に伴う管の移動・転倒等が生じないように、設計図書に基づき確実に固定すること。また、法面部において不織布等を用いて管を固定する場合は、使用する材料の特性及び施工方法を踏まえ、所定の溶着幅、固定間隔及び固定方法を確保すること。
- ・発生ガス抜き管内への土砂、廃棄物その他の異物の流入により、通気機能が阻害されないよう、施工中及び施工後の状況に応じて必要な措置を講じること。
- ・発生ガス抜き管は、埋立作業の進捗に応じて段階的に立ち上げるものとし、埋立作業による管の損傷、転倒、変形及び接合部の離脱等が生じないように、埋立施工者と十分に調整して施工すること。
- ・施工に先立ち、発生ガス抜き管の設置位置、管種、径、固定方法、接合方法及び法面部の納まり等について施工計画を作成し、監督員に提出すること。設計図書と現地状況に相違がある場合又は施工上支障がある場合は、施工前に監督員と協議すること。

第８節 遮水工事

（１）目的と機能

遮水工は、埋立地内の保有水等及び浸出水の埋立地外への漏出を防止し、公共用水域及び地下水の汚染並びにこれらに起因する周辺環境への影響を防止することを目的として設置する。遮水工は、次の機能を有するものとする。

- ・浸出水による地下水等の汚染を防止する機能（遮水機能）
- ・基礎地盤の凹凸、突起物及び埋立作業等による遮水シートの損傷を防止する機能（損傷防止機能）
- ・遮水工に万一の損傷等が生じた場合において、漏水による周辺環境への影響を低減する機能（漏水影響低減機能）
- ・遮水工の損傷状況を把握するために必要な機能（漏水検知・モニタリング機能）

遮水工の構造及び性能については、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」その他関係法令に適合するとともに、設計図書及び

「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領」（全国都市清掃会議）に示される性能を満足するものとする。

（２）遮水工の仕様・規格

１）遮水シート

- ・遮水シートは、設計図書に示す材質（中弾性タイプ相当）、厚さ及び物性等を満足するものとし、下表に示す規格及び性能を有するものを使用すること。

基本的には下記とする。

- ・埋立地：LLDPE（中弾性タイプ）遮水シート 厚み 1.5mm
- ・浸出水調整池：遮光層一体型シート（LLDPE 等 2.0mm）、緑色もしくは白色（景観上からは緑色が望ましい。）

- ・遮水シートは、原則として日本遮水工協会等の第三者機関による製品認定、性能確認又はこれと同等以上の品質確認がなされた製品を使用すること。
- ・遮水シートについては、施工前に材料承諾願を提出し、材質、厚さ、基本物性、耐久性、接合性及びその他必要な性能を確認できる資料を監督員に提出し承諾を得ること。
- ・遮水シートは、施工時の現場接合箇所をできる限り少なくするため、可能な限り幅広の原反（原則 5m 以上）を使用すること。
- ・本組合が必要と認めた場合は、遮水シートの基本性能等について、第三者機関等による試験成績書の提出又は試験への立会いを求めることがある。この場合、受注者は試験要領書を作成し、監督員の承諾を得ること。

埋立地の遮水シートの仕様・規格

項目	中弾性タイプ	準ずる試験方法
材質	低密度ポリエチレン	—
厚さ	1.5mm	JIS K 6250
引張強さ	140 N/cm 以上	JIS K 6251
伸び率	400%以上	JIS K 6251
引裂強度	70 N 以上	JIS K 6252
接合部せん断強度	80 N/cm 以上	JIS K 6850
その他	「計画・設計・管理要領」の「表 5.2-1 最終処分場で使用する遮水シートの目安一覧」に従うこと。	

浸出水調整池の遮水シートの仕様・規格

項目	遮光層一体型シート 中弾性タイプ	準ずる試験方法
材質	低密度ポリエチレン	—
厚さ	2.0mm	JIS K 6250
引張強さ	140 N/cm 以上	JIS K 6251
伸び率	400%以上	JIS K 6251
引裂強度	70 N 以上	JIS K 6252
接合部せん断強度	80 N/cm 以上	JIS K 6850
その他	「計画・設計・管理要領」の「表 5.2-1 最終処分場で使用する遮水シートの目安一覧」に従うこと。	

2) シート保護材

シート保護材の仕様・規格は、日本遮水工協会の製品認定審査の証明を受けたものを使用するとし、下表のとおりとする。基本的には下記とする。

- ・埋立地法面表層：遮光性長繊維不織布 厚み 4.0mm 以上
- ・中間層：短繊維不織布 厚み 10.0mm 以上
 中間層等では、採用された漏水検知システムとの関連で変更となる場合があるシート保護材については、遮水シートの損傷防止及び必要な耐久性を有することを確認できる資料を施工前に提出し、監督員の承諾を得ること。

シート保護材の仕様・規格

項目		単位	試験方法	長繊維不織布	短繊維不織布	反毛フェルト※1
材質				合成繊維および合成樹脂		
単位面積質量 (目付量)		g/m ²		400 以上	500 以上	1,000 以上
強度	引張強さ	N/5 cm	JIS L 1908	925 以上	140 以上	100 以上
	貫入抵抗	N	ASTM D 4833	500 以上		
遮光性		%	JIS L 1055	95 以上		
耐久性	候性※2	N	JIS A 1415	WS 形促進暴露試験 1,000hr 暴露後の貫入抵抗試験で 500 以上		
	遮光性※2	%	JIS L 1055	95 以上		
安全性	溶出性		環告 13 号 総理府令 35 号	溶出試験において水質汚濁防止法に基づく排水基準の基準値以下であること		

※1：JIS L 3204の3種4号相当以上

※2：耐久性は遮光性保護材料のみに適用する

※3：中間保護マット等では、採用された漏水検知システムとの関連で変更となる場合がある

3) シート固定工

以下を基本とするが、他の工法を採用する場合は本組合の承諾を得ること。

- ・固定方法：逆台形状の重力式
- ・コンクリート：無筋 18-8-25BB

4) 底面保護土工

- ・購入土：t=50cm

5) 集水ピット貫通工（同等の遮水性能が確保されれば板付き管以外の工法でも良い）

- ・シート溶着用板付管（ポリエチレン板 1200×1360）
- ・巻立てコンクリート：18-8-25BB

（3）遮水シートの施工

施工に先立ち、使用材料、施工方法、接合方法、検査方法及び安全対策等を記載した施工要領書並びに材料承諾願を監督員に提出し、承諾を得ること。

1) 接合方法

遮水シートの施工は、十分な現場経験を有する日本遮水工協会が認定する遮水工管理技術者を 1 名以上配置し、かつ遮水工接合部の施工者には、同協会が認定する遮水工施工技能者の資格を有する者を配置すること。なお、施工者の接合技術の程度は、施工経歴書の他、現場接合試験等によって監督員が確認する。

- ・接合は原則として、自走式熱融着機で行うこと。
- ・接合条件(加熱温度、自走速度、ローラ押圧)を設定するため、融着試験を 2 回/日(施工日は毎日、朝・昼)実施すること。ただし、融着試験時と実施工時との気象条件に大きな差が生じる可能性がある場合には、別途に融着試験を実施しなければならない。
- ・パッチ貼り部は、増張りシートを全面又は外周溶着した後、押出し溶着機械でさらに肉盛り溶着(補強)すること。

2) シート接合の気象条件

シート接合の気象条件は、下記を標準とすること。ただし、接合部せん断試験を監督員の立会いのもと行い、所要の強度が得られた場合は、下記の気象条件の範囲外であっても、監督員の承諾の上、シート接合は可能とする。

- ・気温：5 ～35℃
- ・湿度：70%以下
- ・風速：平均 8m/sec 以下
- ・天候：曇天～晴天

3) 管理方法

- ・基盤調査：下地に変形がある場合には補修又は除去すること。
- ・整地精度：「計画・設計・管理要領」に準拠し、遮水シートの下地は凹凸、段差、亀裂等が存在しない安定した基盤とすること。
- ・シート割付図：合理的な標準形状を決めて、現場の溶着を最小限に留めること。また、重ね部は 3 枚重ねを限度とする。加工日時・番号等を決めて記録に残すこと。
- ・シートの展張：クレーン、人力等で展張・敷設する。その時、シートに摩擦・衝撃等を与えないよう注意を払うこと。シートが泥油等で汚れている場合は、ウエス等で十分清掃し、水拭きすること。
- ・シートの接合：自走式熱融着機の作業条件(加熱温度、自走速度、ローラ押圧)は現場での事前の融着試験を行った上で、監督員と協議し決定すること。

4) 接合部の検査

- ・接合部検査は遮水シートの重ね幅、水密性を確認すること。遮水シートの重ね幅、水密性の検査は接合部全箇所とする。また、抜取り等により接合部のせん断試験を実施し、強度を確認すること。
- ・現場接合部の水密性の検査は、接合終了後、接合部を十分養生した上で 1 週間以内に、接合部全箇所について目視検査を行った後、負圧検査、加圧式検査のいずれかの方法で検査し記録すること。なお、この検査にかかる費用はすべて受注者の負担とする。検査対象の形状が複雑な場合には容器方式負圧検査を実施することが望ましい。

5) その他の特記事項

シートと異物質(コンクリート構造物、浸出水集排水管貫通部)との取合い部等の処

- 理については、施工前に「シート施工要領書」を作成の上、監督員と協議すること。
- ・検査に合格したシートは、礫や異物等がシート表面に無いことを確認した後、速やかに上部保護マットを敷設すること。
 - ・浸出水集排水本管が遮水シートを貫通する部分については、その貫通方法について協議し、本組合の承認を受けて浸出水の漏水が生じないように施工すること。

6) 遮水シートの接合部の確認溶着試験

接合部の溶着条件（溶着速度、熱風温度、ローラ押圧）を設定するために事前に試験溶着を行うが、試験溶着は2回/日（施工日は毎日、朝・昼等）実施すること。なお、許容引張強度は、80N/cm 以上とすること。

7) 遮水シートの施工保証

遮水シート工事は、保証付きの責任施工とする。保証期間は引渡し後、材料 10 年間、施工 2 年とし、保証期間にシートの損傷が疑われる状況が発生した場合には、受注者は専門業者とともに原因の調査を行い、修復方法を提案し、監督員の承認を得ること。

また、不織布等の保護材料の保証は除くものとする。供用後、明らかに下記以外の要因に起因する場合は受注者の責任で修復すること。

（要因）

- ・不可抗力による場合
- ・天災地変による不可抗力に起因する遮水シートの損害
- ・発生ガス等による遮水シートの損害
- ・鳥獣等による遮水シートの損害
- ・竹等の植物の成長による遮水シートの損害
- ・その他不可抗力と考えられる遮水シートの損害
- ・火、熱等による遮水シートの損害
- ・有機溶剤、油、化学薬品等の投棄、流入による遮水シートの損害
- ・施工区以外の原因に起因する遮水シートの損害
- ・使用者、管理者の使用上の不備、もしくは故意過失による遮水シートの損害
- ・埋立管理等の不具合による遮水シートの損害
- ・廃棄物の埋立作業における重機、機材等による遮水シートの損害
- ・下地の突起、凹凸、法面崩壊、地盤沈下による遮水シートの損害
- ・覆土作業における重機、機材等による遮水シートの損害
- ・地盤沈下等による異常張力発生による遮水シートの損害
- ・その他、下地性状、覆土作業、埋立作業、人災と考えられる遮水シートの損害

（4）保護マット敷設工

施工に先立ち、使用材料及び施工方法について材料承諾願及び施工要領書を監督員に提出し、承諾を得ること。

1) 施工方法

- ・底面部、法面部ともクレーンや人力で安全で効率的な施工とすること。手動式熱融着機で接合すること。
- ・重ねあわせ代は、10cm 以上とすること。
- ・遮水シート下側の不織布を設置する場合は、シート面に突起等がないことを十分確認した上で敷設すること。その時、必要に応じて監督員による確認を行うこと。
- ・遮水シート上側の不織布は、遮水シートを十分に清掃した後に敷設すること。
- ・不織布は、保護土撒き出し後にも重ね合わせ長さが十分に取れるように敷設すること。

2) 管理方法

計測機器又は目視チェック等により管理すること。

(5) シート固定工の施工

シート固定工の施工に先立ち、「シート固定工施工要領書」を監督員へ提出し承諾を得ること。遮水シートの固定部については、遮水シートに過大な引張力、局所的な応力又は損傷が生じないよう施工すること。

(6) 保護土敷設工

1) 保護土の仕様・規格

保護土の仕様・規格は、下記のとおりとすること。

- ・保護土は、購入土とする。
- ・厚さは、底面 50cm とする。

2) 施工方法

保護土の施工方法は、下記を基本とすること。

- ・保護土を順次、小運搬を行い、所定の厚みに敷き均しを行う。
- ・遮水シート表面での保護土の施工は重機による遮水シートの損傷が生じないよう重機が直接に遮水シートの上に乗らないこと、また、監視補助として作業員を必ず配置し重機と遮水シートが直接触れないように十分に注意すること。

3) 管理方法

所要の厚さが確保されるよう、下がり管理又はボイド管等での埋め込み等により厚さ管理を行う。

(7) 漏水検知システム

1) 目的及び基本性能

漏水検知システムは、埋立地に設置する遮水シートの損傷等による漏水を早期に検知し、その位置を特定することにより、遮水工の健全性を確認するとともに、必要な補修等の措置を迅速かつ適切に実施することを目的とする。

漏水検知方式は、電気式検知法とする。

漏水検知システムは、遮水工の構造、使用する遮水シート及び保護材等との組合せを考慮し、施工時から供用時まで継続して遮水シートの健全性を確認できるものとする。

また、システムの選定にあたっては、特定のメーカー、製品又は方式に限定することなく、本特記仕様書に示す要求性能を満足するものとする。

2) 検知対象範囲

- ・ 検知対象範囲は、図面 12-2 に示す 6764.9m² とし、底面部+小段 1 段とする。
- ・ 検知対象となる遮水シートは、上面遮水シートとする。
- ・ 検知範囲については、遮水工の施工範囲及び区画割りを考慮し、漏水検知システムとして死角が生じないように計画すること。

3) 要求性能

漏水検知システムは、次の性能を有するものとする。

- ・ 遮水シートの損傷等に伴う漏水を電氣的に検知できること。
- ・ 漏水が検知された場合、漏水位置を平面座標等により特定できること。
- ・ 漏水位置の特定精度は、±2m 以内（4×4m 以内）程度の範囲で特定できることを標準とすること。ただし、遮水工の構造、検知方式その他の条件によりこれを上回る精度が確保できる場合は、これを妨げない。
- ・ 検知結果をパソコン等のモニター画面上に表示でき、漏水位置を平面図等により確認できること。
- ・ 検知結果を電子データとして保存できること。
- ・ 測定結果、測定日時、測定範囲等を記録し、供用期間中の経時的な比較及び管理が可能であること。
- ・ 遮水シート及び保護材の施工後においても、システムの機能確認及び漏水検知が可能であること。
- ・ 電極、配線、計測機器等の設置にあたっては、遮水シートの損傷及び遮水機能を損なわない構造とすること。
- ・ 漏水検知システムは、遮水工の施工中に発生する損傷等の検知についても、必要に応じて確認できるものとする。

実施にあたっては、遮水工との組み合わせの中で下記の仕様で決めるものとする。

表 遮水シート損傷（漏水）検知設備の自主基準（出典：LSA）

No	項目	内容	備考
①	検知すべき損傷の大きさ	直径 3 cm 以上	
②	検知すべき位置精度	±2m 以内（4×4m 以内）	
③	検知対象範囲	底面及び法面（埋立地全面）が望ましい	
④	二重遮水シート構造時の検知対象の遮水シート	上面遮水シート	埋立開始前を除く
⑤	検知期間	設備設置後 15 年間を基本とする	

4) システムの設計及び施工

- ・漏水検知システムの設計、施工及び調整に先立ち、遮水工の構造、遮水シートの材質・仕様、保護マット、保護土、シート接合部、貫通部及びその他関連施設との取合いを十分確認すること。
- ・受注者は、施工に先立ち、漏水検知システムの施工計画書及び施工要領書を作成し、監督員に提出して承諾を受けること。
- ・施工計画書には、次の事項を記載すること。
 - ① システムの概要及び検知原理
 - ② 検知範囲及び区画割り
 - ③ 電極及び配線等の配置計画
 - ④ 計測機器及び制御装置の仕様
 - ⑤ 遮水シート及び保護材との取合い方法
 - ⑥ 施工手順及び施工管理方法
 - ⑦ 施工中及び施工完了後の機能確認方法
 - ⑧ 漏水位置の特定方法及び精度
 - ⑨ 測定結果の保存方法
 - ⑩ 供用後の点検及び維持管理方法
 - ⑪ 異常発生時の対応方法
- ・電極、配線等の配置は、遮水シートの損傷を防止するとともに、必要な検知精度が確保できるよう施工すること。
- ・配線等を保護する必要がある場合は保護材を設置し、埋立作業及び重機等による損傷を防止すること。
- ・漏水検知システムの施工にあたっては、遮水シート施工業者と十分な調整を行い、遮水シートの施工、保護マットの敷設及び保護土の施工に支障を生じさせないこと。

5) 性能確認及び検査

- ・漏水検知システムの施工完了後、実際の検知範囲及び検知機能について確認試験を実施すること。
- ・確認試験は、システムの製造者又は施工者が定める試験方法によるものとするが、あらかじめ試験要領書を作成し、監督員の承諾を受けること。
- ・確認試験においては、少なくとも次の事項を確認すること。
 - ① 全検知範囲における測定の可否
 - ② 漏水検知機能
 - ③ 漏水位置の特定機能
 - ④ 位置特定精度
 - ⑤ パソコン等による画面表示機能

⑥ 測定結果の保存機能

⑦ 電極及び配線等の健全性

⑧ 遮水工完成後におけるシステム全体の機能

- ・必要に応じ模擬漏水等による実証試験を行い、漏水位置の特定精度を確認すること。
- ・試験結果は記録として整理し、竣工図書に含めて提出すること。

6) 維持管理

- ・漏水検知システムは、供用開始後も継続して使用できるよう、必要な点検及び維持管理を行うこと。
- ・受注者は、システムの操作方法、測定方法、異常時の対応方法及び維持管理方法を記載した取扱説明書を提出すること。
- ・システムの操作及び維持管理について、本組合職員等への説明及び操作指導を行うこと。
- ・計測データについては、供用後の比較検討が可能となるよう、所定の形式で保存できるものとする。
- ・システムの故障、異常又は検知不能箇所が発生した場合の連絡体制及び対応方法を明確にすること。

第9節 雨水集排水施設工事

(1) 目的と機能

雨水集排水施設は、処分場及びその周辺流域における降雨を速やかに集水・排除し、造成法面、埋立地その他の施設への雨水の流入及び浸食等を防止するとともに、下流域への流出量を適切に調整することを目的とする。

本工事における雨水排水施設は、主として次の施設から構成される。

- ・処分場敷地内の雨水側溝、法面排水施設、集水枳等
- ・防災調整池から県道側へ放流する雨水排水施設
- ・県道内に設置する雨水放流管及びこれに付随する施設

(2) 施工

雨水排水施設は、「標準仕様書」第8編第1章第10節排水構造物工（小型水路工）等に従い施工すること。

1) U型側溝工・自由勾配側溝工

- ・側溝等の位置は、設計図をもとに現場位置出しを行うものとし、設計図と現地状況に相違がある場合は、速やかに監督員と協議すること。
- ・側溝等の基盤の地質に変化が生じた場合は、監督員に報告し、その指示を受けること。
- ・布設縦断勾配は設計図によるものとする。ただし、現地状況等から、施工後の排水機能に支障を生じるおそれがある場合は、施工前に監督員と協議すること。
- ・側溝等の施工にあたっては、所定の水勾配が確保されていることを確認し、流水面に滞

水が生じないよう施工すること。

- ・側溝等の基盤が盛土となる区間は、現地盤の段切りを行った上で十分な締固めを行うこと。特に切盛境については入念に施工すること。
- ・埋戻しにあたっては、構造物を損傷しないよう留意するとともに、偏心・偏圧が生じないよう左右均等に層状に締固めること。
- ・埋戻し前に監督員による構造物の出来形確認を受けること。

2) 法面排水工

- ・掘削断面は法面部となることから、法面を乱さないよう必要最小限の掘削とすること。
- ・法面排水施設は、施工中及び完成後に雨水が法面を直接流下し、浸食・洗掘を生じることのないよう、排水経路及び接続部を適切に施工すること。
- ・法面排水施設の端部及び吐口については、周辺地盤の洗掘が生じないよう必要な措置を講じること。

3) 集水枡設置工

- ・集水枡の基礎は、ランマー等により十分に転圧し、特に計画高については慎重に施工すること。
- ・集水枡のコンクリート打設においては、底版を先に打設し、硬化後に側壁を打設することを基本とする。
- ・流入管及び流出管との接続部については、漏水、土砂の流入及び管の不同沈下が生じないよう適切に施工すること。
- ・集水枡の設置高さ及び接続管の管底高については、施工前に確認すること。

4) 防災調整池から県道への放流施設

- ・防災調整池から県道側への雨水放流施設は、設計図に示す位置及び高さを基本として施工すること。
- ・放流施設の施工にあたっては、流入・流出部の管底高、縦断勾配及び接続部の高さを事前に確認し、完成後に逆勾配、滞水等が生じないよう施工すること。
- ・放流管の吐口については、放流水による周辺地盤及び道路施設等の洗掘を防止するため、必要な保護工を施工すること。
- ・防災調整池から県道への放流について、施工時に既設排水施設の機能を阻害するおそれがある場合は、仮排水等の必要な措置を講じること。

5) 県道内雨水放流管工

県道内に施工する雨水放流管は、 $\phi 1,000$ ヒューム管、延長約 300m を基本とする。

- ・県道内での施工にあたっては、道路管理者との協議内容及び道路占用・道路使用等に関する許可条件を遵守すること。
- ・県道内に施工する雨水放流管については、受注者が施工前に県道及びその周辺の現況測量を実施し、道路の縦断・横断、既設構造物、既設埋設管等の現況を確認すること。
- ・測量結果より設計図書との照査を行い、管底高、縦断勾配、土被り、既設埋設管との離隔

等について設計図書を見直し、その内容を整理して監督員に報告し、監督員との協議・承認を経た上で施工すること。

- ・県道内では新設で上水管 VPφ20 及び下水管 VUφ150 が並走するため、これら埋設管の工事と調整すること。また、それらの人孔や管の位置、深さ等の状況を施工前に十分確認すること。

- ・施工中に既設埋設管その他の地下埋設物を新たに確認した場合は、直ちに施工を中止し、監督員に報告するとともに、その処置について協議すること。

- ・県道内の掘削・埋戻しにあたっては、道路管理者の指示及び施工条件を遵守し、路床・路盤等を所定の品質に復旧すること。

- ・県道の交通を確保しながら施工する必要があるため、交通規制、仮設道路、交通誘導員、保安施設等については、関係機関との協議結果を踏まえ適切に実施すること。

- ・φ1,000 ヒューム管の布設にあたっては、管の据付高さ及び縦断勾配を十分に管理し、通水断面を阻害する段差、逆勾配等が生じないように施工すること。

- ・管の継手部については、管種及びメーカーの施工要領に従い適切に施工し、施工後に漏水、ずれ及び管の不同沈下等が生じないように施工すること。

- ・県道部約 300m の施工完了後は、管路内の清掃を行うとともに、必要に応じて管内の出来形、通水状況等を確認すること。

第 10 節 関連施設工事

(1) 目的

関連施設は、廃棄物最終処分場の基本的機能、施設を補完する施設として整備するもので、モニタリング井戸、洗車場等を設置するものである。

(2) 施工

- ・モニタリング井戸は、周辺環境の汚染防止・監視を行うため、土木工事開始時点から廃止までの期間を通じて地下水の環境項目を定期的に測定する目的で設置する。

受注者は、モニタリング井戸の設置完了後、井戸洗浄及び揚水確認を実施し、地下水の採取及び地下水位観測の可否を確認しなければならない。

確認結果は、設置深度、地下水位、揚水状況等を取りまとめ、監督員へ報告するものとする。

なお、地下水の採取又は観測に支障が認められた場合は、受注者は速やかに監督員へ報告し、その対応について協議するものとする。

- ・洗車場は、埋立地内に埋立物を搬入した車両がタイヤに付着した有害物質等を埋立地外に出すことにならないように、車両のタイヤを洗浄する目的で設置する。

なお、運搬車両が通行する管理道路②の雨水排水は、車両通行に伴う汚濁が想定されることから汚水として取り扱い、浸出水調整池へ排水するものとして計画している。

第 1 1 節 道路工事

(1) 目的

道路施設は、破碎埋立物運搬車両、覆土運搬車両、工事用車両、維持管理用車両、職員用車両及び外来車両の通行並びに最終処分場の維持管理、保守点検、防火管理及び安全管理を目的として整備するものである。

(施工)

- ・道路は、搬入道路、管理道路、場内道路及び管理通路から構成されるものとし、設計図書に示す箇所には必要に応じてガードレール、ガードパイプ（建込式又は着脱式）その他の防護施設を設置するものとする。

- ・搬入道路のうち縦断勾配が 7%以上となる区間については、すべり止め舗装を施工するものとする。

- ・舗装工及び防護柵工の施工については、「標準仕様書」第 8 編第 2 章第 4 節舗装工及び第 8 節防護柵工によるものとする。

- ・道路工事においては、平板載荷試験及び現場 CBR 試験を実施するものとし、試験箇所及び試験頻度は監督員との協議により決定するものとする。

- ・本工事においては、土木工事部分と性能発注部分との間で舗装工事の施工範囲が変更となる場合がある。詳細は舗装計画平面図によるものとし、施工範囲に変更が生じる場合は監督員の指示によるものとする。

1) 舗装準備工

- ・側溝、集水桝、人孔等の路面露出構造物の高さをあらかじめ計画路面に合わせて調整し、舗装と接する部分は入念に清掃しなければならない。

- ・舗装に先立ち、路床条件が同一と考えられる区間ごとに現場 C B R 試験を行い、その結果を報告し、監督員の指示を受けること。

- ・舗装の施工は、十分に排水施設を設置して湧水等の処置後に行うこと。

2) 下層路盤工

- ・材料は、再生クラシャーラン RC-40 を使用する。

- ・粒状路盤材の敷均しに当たっては材料分離を防止し、設計厚を確保できるよう均一に施工しなければならない。

3) 上層路盤工

- ・材料は、粒度調整碎石 M-40 を使用する。

- ・粒状路盤材の敷均しに当たっては材料分離を防止し、設計厚を確保できるよう均一に施工しなければならない。

4) 表層工

- ・材料は、密粒度アスコン 13F を使用する。

- ・アスファルト混合物の敷均しに当たっては、混合物の温度低下及び材料分離に十分注意し、舗設温度を確保したうえで施工しなければならない。

- ・舗装面は平坦性を確保し、水たまりが生じないよう施工しなければならない。
- ・構造物、マンホール、集水桝等の接続部については、舗装面との段差が生じないよう入念に施工しなければならない。
- ・舗装の仕上り後は、ひび割れ、わだち、波打ち、骨材の離脱その他の変状がないことを確認しなければならない。

5) ガードレール

- ・ガードレール及びガードパイプに使用する材料は、「標準仕様書」に適合するものを使用しなければならない。
- ・防護柵の設置位置、種別及び延長は設計図書によるものとする。
- ・支柱は、置き式を除き原則として鉛直に設置しなければならない。
- ・着脱式ガードパイプを設置する箇所については、維持管理作業に支障のない構造とし、着脱が容易に行えるよう施工しなければならない。
- ・防護柵の設置後は、通り、水平及び固定状況を確認し、十分な安全性を確保しなければならない。

第 1 2 節 防災調整池施設工事

(目的)

防災調整池は、本事業に伴う造成工事により流出量の増加が見込まれる雨水を一時的に貯留し、下流河川及び水路の流下能力に応じて流出量を調整することを目的として設置する。

(施工)

- ・調整池の施工に当たっては、設計図書に示す容量、形状及び堤高を確保しなければならない。
- ・掘削完了後は、調整池底面の地盤状況を確認し、設計図書に示す地盤改良を確実に施工しなければならない。なお、設計図書と著しく異なる地盤条件が確認された場合は、速やかに監督員へ報告し、その対応について協議するものとする。
- ・底面コンクリートは、所定の厚さを確保するとともに、ひび割れ及び不陸が生じないよう施工しなければならない。
- ・法面整形は設計勾配に従い施工し、法面の崩壊及び浸食防止に努めなければならない。
- ・モルタル吹付工は、吹付厚さを確実に確保するとともに、浮き、剥離及びひび割れが生じないよう施工しなければならない。
- ・法面保護工は、降雨による浸食防止及び法面安定に十分配慮して施工するものとする。
- ・管理通路は、維持管理時の通行に支障のない仕上りするとともに、排水不良が生じないよう施工しなければならない。
- ・ガードレール及びガードパイプは、設計図書に示す位置及び構造により施工し、十分な安全性を確保しなければならない。
- ・調整池の放流施設は、設計図書に示す構造、寸法及び設置高さに従い施工しなければならない。

ない。特にオリフィスの寸法及び設置高さは流量調整機能に直接影響するため、所定の精度を確保しなければならない。

- ・調整池からの放流は、オリフィスを介してヒューム管（ $\phi 1100$ ）により下流へ導水する構造とし、放流施設及び放流管は設計図書に示す勾配、位置及び構造を確保しなければならない。

- ・放流施設の施工に当たっては、漏水、不等沈下及び接合部の損傷が生じないよう十分注意して施工しなければならない。

- ・施工期間中は、仮排水施設等を設置し、調整池内及び周辺に雨水が滞留しないよう適切な排水対策を講じなければならない。

- ・完成後は、調整池内の堆積土砂、施工資材その他の障害物を除去し、調整池本来の貯留機能及び排水機能を確保しなければならない。

第 13 節 門・囲障施設工事

（1）目的

囲障設備は、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」に基づき、最終処分場への第三者の立入りを防止し、施設の安全な維持管理を図ることを目的として設置するものである。

（2）施工

- ・門扉、ネットフェンス、立入防止柵その他付帯設備について、設計図書に示す位置、寸法及び構造に従い施工しなければならない。
- ・門扉は、円滑な開閉操作が可能となるよう施工するとともに、扉のねじれ、沈下及び開閉不良が生じないよう十分な精度を確保しなければならない。
- ・フェンス及び立入防止柵は、支柱の建込みを確実にを行い、通り、鉛直性及び張り具合を調整し、十分な強度及び耐久性を確保しなければならない。
- ・施工に当たっては、将来の維持管理及び車両の通行に支障を生じないよう留意しなければならない。
- ・施工完了後は、門扉の開閉状況、施錠機能及びフェンス等の設置状況を確認し、異常がないことを確認したうえで監督員へ報告するものとする。

第 14 節 上下水道工事

（1）上水

実施設計図に示す既設水道管から引き込むものとする。

敷地外の配管敷設は極力歩道部とすること。また、増圧等が必要な場合は浸出水処理施設（性能発注区分）において整備するものとする。

実施設計段階では、測量や埋設物調査を実施していないことから施工段階で必要となる調査を行い、市及び県の担当部局の承認を受けて工事を行う事とする。

(2) 下水

実施設計図に示す既設 150φ のマンホールに接続するものとする。

マンホールは 50m 毎に整備するものとする。

実施設計段階では、測量や埋設物調査を実施していないことから施工段階で必要となる調査を行い、市及び県の担当部局の承認を受けて工事を行う事とする。

第 15 節 土木工事区分・所掌範囲

本事業は、主に土木工事の実施設計による図面発注、浸出水処理施設の性能発注により構成される。土木工事の設計書で見込まれていない事項は性能発注区分とする。

基本的に性能発注区分の所掌は、浸出水処理施設工事の発注仕様書とするが、最終処分場の機能として必要な事項については設計書や実施設計図及び発注仕様書に掲載がない事項も見込むこと。